

つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、住宅に合併処理浄化槽を設置し、又は転換した者に対してつがる市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つがる市補助金の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であつて、放流水のBOD濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するもの
 - イ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号）に適合するもの
 - ウ 別記に掲げる環境配慮型浄化槽であること。
- (2) 単独処理浄化槽 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもので、既に設置されているし尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取り処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所であつて、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 住宅 専用住宅（主に居住用の用に供する建物をいう。）及び併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。）をいう。
- (5) 転換 既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り便槽を除去し、合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (6) 転入予定者 補助金の交付申請日においてつがる市に住民登録のない者であつて、補助事業の完了の日（以下「事業完了日」という。）までにつがる市に転入することを確約できるもの

(補助対象地域)

第3条 補助事業の対象となる地域は、次に掲げる地域を除いた地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域
- (2) つがる市農業集落排水処理施設条例（平成17年つがる市条例第157号）第2条に規定する処理区域

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助対象地域において住宅に合併処理浄化槽を設置し、又は転換しようとする者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法第5条の規定に基づく設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置しようとする者

- (2) つがる市に住民登録がない者（転入予定者を除く。）
- (3) 補助金の交付申請日において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請に係る住宅に居住する者（居住しようとする者を含む。）に、つがる市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納があるもの（補助金の交付申請日においてつがる市税の納税義務が発生していない転入者又は転入予定者にあつては、転入前の市町村の市町村税の滞納がある者）
- (4) 社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づき、保証登録された合併処理浄化槽以外の浄化槽を設置しようとする者
- (5) 販売及び賃貸等の目的で合併処理浄化槽を設置し、又は合併処理浄化槽付き住宅を建築し、若しくは購入しようとする者
- (6) 賃貸住宅に居住する者で、合併処理浄化槽の設置又は転換について賃貸人の承諾が得られないもの
- (7) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (8) 同一敷地内の生活排水を全て合併処理浄化槽へ接続することができない者
- (9) 併用住宅のうち事務所、店舗その他これに類するものに供する部分から汚水又は雑排水を排出しようとする者
- (10) 公共事業等の移転補償として、合併処理浄化槽の設置に係る補償を受けようとする者
- (11) 過去にこの交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (12) その他市長が適当でないとする者
(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる合併処理浄化槽の設置又は転換に要する費用に相当する額の合計額（以下「補助対象経費」という。）とし、別表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を限度として予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助対象経費が同表に定める額に満たないときは、その額を限度とする。

- (1) 浄化槽本体費及び送風機費
- (2) 据付工事費
- (3) 電気工事費
- (4) 試運転調整費
- (5) その他市長が必要と認める費用
(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、あらかじめつがる市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当該年度の10月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、販売用浄化槽付き住宅の購入を目的とする申請者は、第13号の書類を添付することにより、第1号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置工事を監督する浄化槽整備士の免状の写し
- (3) 登録証（登録浄化槽）の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (4) 機能保証制度に基づく保証登録証
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 設置浄化槽の構造図及び配置配管図（敷地境界線、浄化槽、汚水管、雑排水管、汚水ます、建築物等を図示したもの）

- (7) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事費を含めた工事明細書）の写し
（共に前条各号に掲げる費用のわかるもの）
- (8) 賃貸住宅に居住する者は、賃貸人の承諾書
- (9) 補助事業者及び申請に係る住宅に居住する者（以下「住宅の居住者」という。）全員のつがる市税の納税証明書（補助金の交付申請日においてつがる市税の納税義務が発生していない転入者又は転入予定者にあつては、転入前の市町村の市町村税の納税証明書）
- (10) 同意書（将来集合処理区域となった場合それに加入する旨）（様式第2号）
- (11) 住宅の居住者全員の住民票の写し
- (12) 住宅の居住者が、補助金の交付申請日において浄化槽の設置場所に住民登録をしていない場合は、確約書（様式第3号）
- (13) 販売用浄化槽付き住宅を購入する場合は、次条第2項の通知書、次条第5項の完成検査済証及び販売業者との売買契約書の写し
- (14) 補助金の交付申請日において浄化槽の設置場所が住宅の居住者の所有地となっていない場合は、土地売買契約書の写し又は土地所有者の土地使用承諾書（様式第4号）
- (15) その他市長が必要と認める書類
（販売用浄化槽付き住宅の確認）

第7条 販売用浄化槽付き住宅を建築し、又は販売しようとする者（以下「建築者」という。）は、当該住宅の購入者（以下「住宅購入者」という。）が補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の10月30日までに浄化槽設置整備事業費補助対象浄化槽確認申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽設置工事を監督する浄化槽整備士の免状の写し
- (3) 登録証（登録浄化槽）の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (4) 機能保証制度に基づく保証登録証
- (5) 設置場所の案内図
- (6) 設置浄化槽の構造図及び配置配管図（敷地境界線、浄化槽、污水管、雑排水管、汚水ます及び建築物等を図示したもの）
- (7) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事費を含めた工事明細書）の写し
（共に第5条各号に掲げる費用のわかるもの）
- (8) 第3項第3号の規定による再度の申請を行う場合であつて、次項の規定による通知を受けている場合は、その通知書及び完成検査済証
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、その結果をつがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認結果通知書（様式第6号）により建築者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により当該申請に係る浄化槽が補助金の交付対象であることを通知する場合は、当該建築者に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 当該通知書を保管し、住宅購入者にこれを引き継ぐこと。
- (2) 第10条第1項各号（同項第6号を除く。）に掲げる書類を作成し、住宅購入者に引き継ぐこと。
- (3) 当該通知があつた日の属する年度の翌年度以降に住宅購入者が補助金の交付申請を行う場合は、補助金の交付申請日の属する年度において、再度つがる市浄化槽設置整備事業

補助対象浄化槽確認申請書を市長に提出すること。この場合において、建築者は、第1項第8号に掲げる書類を添付することより、同項第1号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

(4) 当該通知を受けた浄化槽又はこれを設置した住宅について、住宅建築又は住宅販売を目的とする他の業者に転売したことが認められる場合には、第4条第5号の規定により補助金の交付対象外とする。

4 建築者は、第2項の規定による通知を受けた浄化槽に係る設置工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内に工事完了報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の報告書の提出があったときは、実地検査を行い、当該浄化槽がこの訓令の規定に適合すると認めたときは、完成検査済証（様式第8号）を建築者に交付するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、交付しないと決定した者に対しては、つがる市浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書（様式第10号）によりそれぞれ通知するものとする。

（補助事業費等の変更等の届出）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が申請内容を変更する場合又は補助事業を廃止しようとする場合は、つがる市浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了日（前条第1項の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類

(2) 法第7条に規定する検査の依頼書の写し

(3) 工事費明細書等浄化槽設置工事費を確認できる書類及び領収書の写し

(4) 工事施工写真及び出来形

(5) 施工に関する審査チェックリスト（様式第13号）

(6) 補助金の交付申請日において住宅の居住者に転入予定者があった場合は、住民登録後の住宅の居住者全員の住民票の写し

(7) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、単独処理浄化槽を廃止したことを証する書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、実地調査を行い補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（水質検査結果の報告）

第12条 補助事業者は、浄化槽の使用を開始した日の属する年度以降3箇年度間に限り、各年度の末日までに法第7条及び第11条の規定による水質検査の結果の写しを市長に提出しなければならない。

（維持管理等）

第13条 補助事業者は、浄化槽の機能が正常に稼働するよう、法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃を行うほか、適正な維持管理を行わなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽設置工事の状況、経費の収支その他浄化槽設置工事に関する書類について、事業完了日から5年を経過した日の属する年度の末日まで保管するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、第11条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第15号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（施行状況の確認）

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（委任）

第16条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月11日から実施する。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年度から平成38年度までにおける交付限度額の特例）

第2条 第5条に定める補助金の平成29年度から平成38年度までの交付限度額は、附則別表に定める額とする。

別記（第2条関係）

環境配慮型浄化槽とは、浄化槽の消費電力が次の（１）の表に掲げる消費電力基準以下であり、かつ次の（２）のアからエのいずれか１つ以上の要件を満たす浄化槽とする。

（１）消費電力基準

（単位：W/H）

人 槽	放流水のBOD濃度が1リットルにつき10ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽	放流水の総りん濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽	その他の合併処理浄化槽
5人槽	58	92	47
6～7人槽	83	100	67
8～10人槽	113	174	92

（２）環境性能

ア 浄化槽の消費電力が、（１）に掲げる消費電力よりもさらに10%以上低減されていること。

イ 浄化槽本体の大きさが小型化されており、次の総容量の基準を満たすこと。

（ア） 5人槽 2.2立方メートル以下

（イ） 7人槽 3.1立方メートル以下

（ウ） 10人槽 4.5立方メートル以下

ウ ディスポーザ対応浄化槽であること。

エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、次の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

別表（第5条関係）

合併処理浄化槽人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金交付限度額	352,000円	441,000円	588,000円

附則別表（第5条関係）

合併処理浄化槽人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金交付限度額	452,000円	541,000円	688,000円

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

つがる市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

つがる市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けたいので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に係る土地家屋の所有状況、居住者の納税状況等について、市が必要に応じて調査することに同意します。

補助金交付申請額	金	円	設置費用の見積額	金	円
浄化槽設置場所及びその所有者	つがる市 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (氏名 続柄)				
浄化槽の型式	名称		認定番号		人槽
浄化槽設置の種別	<input type="checkbox"/> くみ取り便槽からの転換				
	<input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽からの転換				
	<input type="checkbox"/> 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置				
	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽が設置された住宅の購入				
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (居住面積 m ² 、延床面積 m ²)				
住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外 (氏名 続柄)				
事業着工予定日	年	月	日	事業完了予定日	年 月 日
添付書類 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し ◎ 浄化槽設置工事を監督する浄化槽整備士の免状の写し ◎ 登録証 (登録浄化槽) の写し及び登録浄化槽管理票 (C票) ◎ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証 ◎ 設置場所の案内図 ◎ 設置浄化槽の構造図及び配置配管図 (敷地境界線、浄化槽、汚水管、雑排水管、汚水ます、建築物等を図示したもの) ◎ 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書 (配管工事費を含めた工事明細書) の写し (共に浄化槽本体費及び送風機費、据付工事費、電気工事費、試運転調整費等がわかるもの) ◎ 住宅の居住者全員のつがる市税の納税証明書 (補助金の交付申請日においてつがる市税の納税義務が発生していない転入者又は転入予定者にあつては、転入前の市町村の市町村税の納税証明書) ◎ 同意書 (様式第2号) ◎ 住宅の居住者全員の住民票の写し 				
	添付書類 (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅に居住する者は、賃貸人の承諾書 ○ 補助金の交付申請日において住宅の居住者が浄化槽の設置場所に住民登録をしていない場合は、確約書 (様式第3号) ○ 販売用浄化槽付き住宅を購入する場合は、つがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認結果通知書、完成検査済証及び販売業者との売買契約書の写し ○ 補助金の交付申請日において浄化槽の設置場所が住宅の居住者の所有地となっていない場合は、土地売買契約書の写し又は土地所有者の使用承諾書 ○ その他市長が必要と認める書類 			

(注) □の部分については、いずれかの□に✓印を付すこと。

様式第2号（第6条関係）

同 意 書

私は、つがる市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けた後、つがる市が集合処理区域として公共下水道、農業集落排水処理施設を供用開始した場合、速やかにこれに接続することに同意します。

年 月 日

つがる市長

住 所

氏 名



様式第3号 (第6条関係)

確 約 書

年 月 日

つがる市長

現住所.....

氏 名.....実印

私は、つがる市浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、補助事業の完了の日までに下記のとおり住民登録することを確約いたします。

記

事業完了予定日 年 月 日

住民登録予定日 年 月 日

住民登録予定住所 つがる市.....

添付書類 印鑑証明書 1通

(注) 事業完了予定日は、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に記載した事業完了予定日と一致するものであること。

様式第4号 (第6条関係)

土地 使 用 承 諾 書

年 月 日

土地所有者

住所又は所在地

氏名又は名称

Ⓜ

(法人の場合、代表者氏名)

Ⓜ)

私(当法人)は、自ら所有する土地を下記のとおり使用させることを承諾します。

記

1 土地の所在地 つがる市

2 使用の目的

3 使用する者

住 所

氏 名

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者（建築者） 住所又は所在地
 氏名又は名称 ㊟
 （法人の場合は、代表者氏名 ㊟）
 電話番号

つがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認申請書

販売目的のため建築する住宅に設置する浄化槽が、つがる市浄化槽設置整備事業補助金の交付対象となることについて確認を受けたいので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

浄化槽設置場所	
浄化槽の型式	名 称 認定番号
浄化槽の人槽	人槽
住宅の種類	(1) 専用住宅 (2) 併用住宅
工事予定業者	
事業着工予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
添付書類	(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し (2) 浄化槽設置工事を監督する浄化槽整備士の免状の写し (3) 登録証（登録浄化槽）の写し及び登録浄化槽管理票（C票） (4) 機能保証制度に基づく保証登録証 (5) 設置場所の案内図 (6) 設置浄化槽の構造図及び配置配管図（敷地境界線、浄化槽、污水管、雑排水管、汚水ます、建築物等を図示したもの） (7) 浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書（配管工事費を含めた工事明細書）の写し（共に要綱第5条各号に掲げる費用のわかるもの） (8) つがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認結果通知を受けている場合は、その通知書及び完成検査済証 (9) その他市長が必要と認める書類

様式第6号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

つがる市長



つがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の確認について、下記のとおり決定したので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定により通知します。

記

浄化槽設置場所	つがる市
決定内容	<p><input type="checkbox"/> 適合する</p> <p>要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり建築者に条件を付すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この通知書を保管し、販売用浄化槽付き住宅の購入者にこれを引き継ぐこと。 2 要綱第10条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる書類を作成し、販売用浄化槽付き住宅の購入者に引き継ぐこと。 3 当該通知があった日の属する年度の翌年度以降に住宅購入者がつがる市浄化槽設置整備事業補助金の交付申請を行う場合は、補助金の交付申請日の属する年度において、再度つがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽確認申請書を市長に提出すること。 4 当該通知を受けた浄化槽又はこれを設置した住宅について、住宅建築又は住宅販売を目的とする他の業者に転売したことが認められる場合には、要綱第4条第5号の規定により補助金の交付対象外とすること。 <p><input type="checkbox"/> 適合しない</p> <p>理由.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

つがる市長

申請者（建築者）

住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

（法人の場合は、代表者氏名

㊟）

電話番号

工事完了報告書

年 月 日付け第 号によりつがる市浄化槽設置整備事業補助対象浄化槽
確認結果通知を受けた浄化槽に係る設置工事が完了したので、つがる市浄化槽設置整備
事業補助金交付要綱第7条第5項の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽設置場所	つがる市	
工事完了年月日	年 月 日	
検査希望年月日	年 月 日	
工事施工業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
添付書類	(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類 (2) 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し (3) 工事明細書等浄化槽設置工事費を確認できるもの (4) 工事施工写真及び出来形 (5) 施工に関する審査チェックリスト（様式第13号） (6) その他市長が必要と認める書類	

(注) この報告書は、工事完了の日から5日以内に提出すること。

様式第8号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 (建築者)

様

つがる市長



完成検査済証

つがる市浄化槽設置整備事業に係る下記の浄化槽工事は、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第5項の規定に基づく完成検査の結果、同要綱の規定に適合していることを認めます。

記

浄化槽の設置場所			
設置浄化槽		製造業者名	
		名称 (型式)	
		認定番号	人槽
浄化槽設置工事施工業者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
工事完了年月日		年	月 日
完成検査年月日		年	月 日

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つがる市長

つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったつがる市浄化槽設置整備事業補助金については、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円

- 2 交付条件等
 - (1) 補助事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 申請書に記載した補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめつがる市浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- 3 その他
 - (1) 補助事業者は、事業実績報告書（様式第12号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出すること。
 - (2) 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3箇年度の間、各年度の末日までに浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査の結果の写しを提出すること。
 - (3) 補助事業者は、浄化槽設置工事の状況、経費の収支その他浄化槽設置工事に関する書類を、補助事業が完了した日から5年を経過した日の属する年度の末日まで保管すること。

様式第10号（第8条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

つがる市長

つがる市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったつがる市浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

（理 由）

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

つがる市長

補助事業者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

つがる市浄化槽設置整備事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業について、下記のとおり申請内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止したいので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1 変更等の内容（いずれかの□にチェックすること）

- 申請内容の変更
- 補助事業の中止
- 補助事業の廃止

2 変更等の理由

様式第12号（第10条関係）

年 月 日

つがる市長

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

事業実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知を受けたつがる市浄化槽設置整備事業が完了したので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (2) 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し
- (3) 工事明細書等浄化槽設置工事費を確認できる書類及び領収書の写し
- (4) 工事施工写真及び出来形
- (5) 施工に関する審査チェックリスト（様式第13号）
- (6) 補助金の交付申請日において住宅の居住者に転入予定者があった場合は、住民登録後の住宅の居住者全員の住民票の写し
- (7) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、単独処理浄化槽を廃止したことを証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第13号 (第10条関係)

合併処理浄化槽工事完了チェックリスト

設置者	住所			
	氏名		電話番号	
設置場所				
浄化槽の種類	メーカー名			
	型式			
	認定番号			
	人槽			
浄化槽工事業者名又は名称及び登録番号				
工期	年	月	日	
工事完了年月日	年	月	日	

検査項目	チェックのポイント	結果
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	合・否
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ逆流のおそれはないか。	合・否
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	合・否
	雨水や工場排水等が流入していないか。	合・否
4. 柵の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な柵が配置されているか。	合・否
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	合・否
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	合・否
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。	合・否
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	合・否
	コンクリートスラブが打たれているか。	合・否
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	合・否
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平に保たれているか。	合・否

10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	合 ・ 否
	しっかり固定されているか。	合 ・ 否
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	合 ・ 否
	しっかり固定されているか。	合 ・ 否
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	合 ・ 否
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	合 ・ 否
	しっかり固定されているか。	合 ・ 否
	薬剤筒は傾いていないか。	合 ・ 否
13. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプ柵に変形や破損はないか。	合 ・ 否
	ポンプ柵に漏水のおそれはないか。	合 ・ 否
	ポンプが2台以上設置されているか。	合 ・ 否
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	合 ・ 否
	ポンプの固定が十分行われているか。	合 ・ 否
	ポンプの取り外しが可能か。	合 ・ 否
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	合 ・ 否
14. ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	合 ・ 否
	固定が十分行われているか。	合 ・ 否
	アースはなされているか。	合 ・ 否
	漏電のおそれはないか。	合 ・ 否
15. 設置者への説明	取扱い及び管理についての説明を行ったか。	合 ・ 否

上記のとおり確認したことを証します。

年 月 日

担当浄化槽設備士 氏 名

Ⓜ

(浄化槽設備士免状の交付番号

)

様式第14号 (第11条関係)

第 年 月 日
年 月 日

様

つがる市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで事業実績報告のあったつがる市浄化槽設置整備事業について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円
- 3 その他

- (1) 年 月 日までに補助金交付請求書(様式第15号)を提出すること。
- (2) 浄化槽の使用を開始した日の属する年度以降3箇年度間に限り、各年度の末日までに法第7条及び第11条の規定による水質検査の結果の写しを提出すること。
- (3) 浄化槽設置工事の状況、経費の収支その他浄化槽設置工事に関する書類を、事業完了日から5年を経過した日の属する年度の末日まで保管すること。

様式第15号 (第14条関係)

年 月 日

つがる市長

補助事業者 住 所
氏 名 ④
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け第 号により補助金交付額の確定通知を受けた下記補助金について、つがる市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

- 1 補助金の名称 つがる市浄化槽設置整備事業補助金
- 2 補助金請求額 金 _____ 円
- 3 補助金交付確定額 金 _____ 円

4 指定振込口座

口座名義人	フリガナ							
	氏 名							
銀行等の 預金口座	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農協・漁協							本店・支店 本所・支所 出張所
	種別	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座				
	口座番号 (右づめ)							
ゆうちょ銀行 の貯金口座 (振込用)	店名 (漢数字)						店	
	種目	普通		当座		貯蓄		
	口座番号							

(注) 口座名義人氏名は、補助事業者氏名と一致すること。